

姫 監 公 表 第 3 号
令 和 4 年 3 月 2 4 日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

住民監査請求（「街路樹管理業務委託料の返還について」）に係る監査の結果について

令和4年1月25日に受付した地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 山口 雅啓

2 請求年月日

住民監査請求「街路樹管理業務委託料の返還について」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和4年1月25日に提出された。

3 請求の要旨

街路樹のいちよう、かえでは、秋に紅葉して自然に落葉するのが本来の姿であるが、姫路市建設局は、毎年紅葉すると市内9か所において故意に枝葉をせん定している。この行為は、それぞれの木の生長を妨げ、また、市民の紅葉を見る楽しみを阻害し、税金の無駄遣いをしている。このことについては、2、3年前から建設局幹部に直接言っているが、解決しない。

姫路市が支払った令和3年度街路樹管理業務委託料（11件）3,375万9,000円を、姫路市長及び建設局長に対し、返還させることを求める。

4 事実を証する書面

- (1) 街路樹管理業務委託契約11件の契約書頭書の写し（1～11）
- (2) 現場写真
- (3) 街路樹管理業務委託（落葉樹）位置図

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年1月27日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

紅葉の時季に街路樹をせん定する街路樹管理業務委託11件に係る委託料の支払が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

建設局道路管理部道路管理課（以下「道路管理課」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年2月7日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行ったが、追加の証拠書類の提出はなかった。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 2、3年前から建設局に対して申し立てているが、野里、駅前一带など市内9か所において、いちょうの葉が黄色になるとすぐに先端から葉を全て落としている。市民は黄葉を目にする機会がなく、そのような事業に年間3,000万円以上の税金が10年、20年と続いて使われている。市民の血税であるため、無駄な使い方をせず、なるべく必要な事業に使ってほしい。
- (2) 葉を落とすこと自体が駄目だと思う。葉が黄色くなって自然に落葉するのが本来のいちょうの木の姿である。葉が黄色くなりかけた時点で落とすなどもってのほかである。

4 監査対象部局の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年2月7日に関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 姫路市道全1万649路線のうち467路線にいちょう、くすのきなどの高中木約2万5,000本とひらどつつじ、しゃりんばいなどの低木約71万4,000本を街路樹として植栽しており、せん定、伐採、除草、かん水、害虫防除などの維持管理作業を適宜実施している。
今回の監査請求で対象となっている令和3年度の街路樹管理業務委託では、高木の落葉樹のいちょう、とうかえで、あめりかふう、けやきについて約1,300本をせん定した。
- (2) 秋になると落葉樹は一斉に大量の葉を落とし、車両や歩行者の道路通行に支障を及ぼすほか、道路側溝などの排水施設に流れ込んで排水不良を起こす原因となるため、対策として落葉前にせん定作業を行っている。また、落ち葉は道路だけでなく沿道の家屋や店舗、施設などにも落葉し、市民生活や営業活動に支障を来し、住民や企業、施設管理者から多数の苦情や要望が寄せられている。
- (3) せん定作業については、専門家である造園業者に委託して樹木の生

育を考えながら実施しており、せん定時期については、紅葉（黄葉）状況を確認し、作業日数を考慮して落葉までに作業が完了できるよう可能な限り時期を調整して実施している。

- (4) 街路樹の管理については、せん定のみならず、通行車両及び歩行者の安全な通行を確保するために、周辺住民の同意を得た上で伐採等も実施している。
- (5) 街路樹の必要性を考慮して植え替えることもある。植え替え時には、樹種の選定について検討したいと考えている。

5 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 街路樹について

街路樹は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物に該当し、道路に含めて管理されている。道路管理課が管理する街路樹は、令和3年3月現在、市道1万649路線のうち467路線に約74万本である。

(2) 街路樹の役割について

街路樹は、道路において保全又は植栽され、管理される樹木のことで、樹高の低い植物や草花などとともに景観の向上や環境保全、道路の緑化を図る役割を有している。

道路緑化について、国土交通省の道路緑化技術基準（以下「技術基準」という。）の1-3「道路緑化の基本方針」において、「道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。」と規定されている。

(3) 街路樹の維持管理について

ア 維持管理業務の実施方法について

(ア)技術基準の3-2「道路植栽及び植栽地の管理」の1)では、「道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路利用者等

の安全への影響の未然防止を図るため、せん定、除草、病虫害防除、かん水等を適切な時期に行うことが望ましい。」と規定されている。

(イ)技術基準の3-2「道路植栽及び植栽地の管理」の2)では、「日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分なせん定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。」と規定されている。姫路市内には、日本風景街道や景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要公共施設はない。

(ウ)道路管理課では、街路樹の維持管理業務については、樹高で区分し、実施している。高中木については、落葉樹と常緑樹を区分し、実施期間を設定（定期）して幹線道路を中心に行っている。また、地域住民や道路利用者からの要望等により、個別に支障箇所についてせん定や伐採を随時実施している。低木については、市内全域を毎年実施し、年2回以上と年1回行う路線がある。また、管理業務委託以外については、協定により地域団体が管理している。

令和4年1月末現在の令和3年度街路樹管理業務委託の件数は117件、費用の合計は約2億1,000万円である。管理対象の街路樹と令和3年度街路樹管理業務委託の内訳は、次表のとおりである。

(単位：本、件、円、本)

管理対象の街路樹			令和3年度街路樹管理業務委託				
樹高	樹種	本数	頻度等	件数	契約金額	本数	
高中木 (樹高60cm以上)	落葉樹	8,575	定期	落葉樹 ※本件請求分	11	33,574,324	1,299
	常緑樹	16,514		常緑樹	6	30,833,000	1,506
	半落葉樹 半常緑樹	91	随時	全樹種	83	36,116,300	3,733
小計		25,180		100	100,523,624	6,538	
低木(樹高60cm未満)	ひらどつつじ、しゃりんばい 等	714,489	年2回以上	6	50,930,775	694,819	
			年1回	11	58,602,195		
小計		714,489		17	109,532,970	694,819	
合計		739,669		117	210,056,594	701,357	

【業務実施期間】本件請求分：10月～12月
常緑樹：10月～2月

イ 落葉樹の特徴について

落葉樹は、一般的に春に新芽が吹き、新葉が生え始め、夏にかけて花を咲かせる。夏に枝葉の生育が最も旺盛となり、秋になると気温の低下や日照時間の減少から葉の活動が低下して落葉を始める。冬には全て落葉して幹枝のみとなり、生長が停止し、休眠状態となる。落葉樹は、このサイクルを毎年繰り返して生育する樹木である。

ウ 落葉樹のせん定時期について

落葉樹のせん定時期は、一般的に休眠期に行うのが適していると考えられており、夏季に行うと樹液が流れて木にダメージを与えるために厳禁とされている。

せん定に適した時期は、中島宏監修「道路植栽の設計・施工・維持管理－安全な街路樹・危険な街路樹－」（財団法人経済調査会、2011年）によると、2月から4月までと、10月から12月までとされている。

(4) 委託料の返還請求のあった業務委託について

ア 業務内容の確認について

本件請求に係る11件の令和3年度街路樹管理業務委託（以下「本件業務委託」という。）は、市内9か所の高中木の落葉樹の管理に係るもので、業務内容は、せん定、除草、伐採、薬剤散布、かん水等であり、特に実施することとして、落葉前にせん定すること、せん定したいちょうの葉等は、滑ると危険なので作業後すぐに片付けること、小枝を少し残すこととされている。

本件業務委託の契約締結日は令和3年10月13日、契約期間は令和3年10月14日から同年12月24日までで、全て同一である。

本件業務委託の委託件名、履行場所等や過去5年間の実施状況については次表のとおりで、樹種は全て落葉樹である。

(単位：円、本、回)

委託件名	履行場所	支出金額	樹種	本数	せん定日	過去5年間の実施状況
① 水上80号線外3路線 街路樹管理業務委託	増位新町一丁目地内外 (水上80、89、90号 線、野里駅前緑地)	3,025,000	いちょう	114	R3.11.26～ R3.12.3	5
② 城北99号線外3路線 街路樹管理業務委託	増位新町一丁目地内外 (城北99、水上81、 82、97号線)	4,015,000	いちょう、 とうかえで	133	R3.11.13～ R3.11.15 R3.11.24～ R3.11.29	5
③ 幹第8号線 街路樹管理業務委託	南車崎一丁目地内外	3,190,000	いちょう	196	R3.10.24～ R3.11.20	5
④ 花田76号線 街路樹管理業務委託	花田町上原田地内外	2,585,000	とうかえで	132	R3.11.8～ R3.11.20	4
⑤ 幹第6号線(東側) 街路樹管理業務委託	飾磨区三宅二丁目地内 外	3,135,000	いちょう	111	R3.11.5～ R3.11.6	3
⑥ 幹第6号線(西側) 街路樹管理業務委託	飾磨区三宅一丁目地内 外	2,970,000	いちょう	102	R3.11.15～ R3.11.17	3
⑦ 白浜79号線外1路線 街路樹管理業務委託	白浜町地内外	1,309,000	いちょう	42	R3.11.7～ R3.11.10	5
⑧ 幹第60号線外2路線 街路樹管理業務委託	勝原区宮田地内外	4,105,324 (4,290,000)	いちょう、 あめりかふう、 けやき	172	R3.12.2～ R3.12.15	4
⑨ 幹第36号線(その2) 街路樹管理業務委託	広畑区本町一丁目地内 外	5,060,000	いちょう	161	R3.11.15～ R3.11.17	3
⑩ 書写東西線外1路線 街路樹管理業務委託	書写地内外	2,365,000	あめりかふう	73	R3.11.20～ R3.11.23	4
⑪ 幹第34号線(その2) 街路樹管理業務委託	飾磨区英賀清水町二丁 目地内外	1,815,000	いちょう	63	R3.11.2～ R3.11.4	0
合 計		33,574,324 (33,759,000)		1,299	()内は、当初契約金額	

イ 本件業務委託のせん定時期について

本件業務委託のせん定時期は、最も早いもので令和3年10月24日に開始し、最も遅いもので同年12月15日に終了している。

気象庁「生物季節観測の情報（神戸）」によると、いちょうの黄葉観測日は令和3年11月5日、かえでの紅葉観測日は令和3年11月22日と発表されている。

ウ 実施状況について

本件業務委託の過去5年間の実施回数は、5回が4件、4回が3件、3回が3件、0回が1件である。

続けて実施した主な理由は、落葉樹が多く植栽され、大量の落ち葉により道路通行や市民生活、営業活動などに支障を来すことによるものである。

高中木の常緑樹に係る令和3年度街路樹管理業務委託6件の過去5年間の実施回数は、5回が3件、4回が1件、3回が1件、2回が1件である。

エ 住民の要望について

街路樹のせん定については、住民から「落ち葉の清掃が大変なのでせん定してほしい。」「枝が電線に抵触しているのでせん定してほしい。」等の要望があり、本件業務委託のうち8件について過去4年間に22回の要望があった。

2 判断

本件請求は、毎年紅葉の時季に本件業務委託を実施したことにより、街路樹の生長を妨げ、また、紅葉を鑑賞する機会を阻害したとして、委託料の返還を求めた事案である。

街路樹の管理については、道路法の規定に基づき、道路管理者が行うこととなっており、技術基準において、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならないとされている。一方、街路樹のせん定の実施時期については、法令等に定めはなく、道路管理者の裁量権に委ねられるものと解される。

本件業務委託の樹種は高中木の落葉樹で、落ち葉による車両や歩行者の道路通行支障や落ち葉の道路側溝などの排水施設への流入による排水不良を未然に防ぐことを考慮して、10月から12月の落葉前に実施したものであるが、交通の安全と適切な維持管理は、道路管理者の責務であり、現に住民からの要望も寄せられており、周辺地域に配

慮した特定路線についての毎年の落葉前の実施には理由があると判断する。

せん定の時期については、適期であり、樹木にダメージを与えるものではなく、生長を妨げるものではない。

また、沿道環境の保全や道路利用者の快適性に支障を生じさせてまで、当該履行場所において紅葉鑑賞の機会を確保する必要性は認められない。

第4 結論

以上のことから、本件業務委託の委託料の支払が違法又は不当な公金の支出に該当するものではない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求を棄却する。